

発議第1号

松田町議会会議規則の一部を改正する規則 【討論】

賛成討論

唐澤一代議員

発議第1号 松田町議会会議規則の一部を改正する規則について、賛成の立場から討論致します。この改正は、本議会や委員会等における議員の欠席届の項目の追加、明確化及び議員の産前産後休暇（産前6週等及び産後8週の期間）を明確に定めるものです。

この件に関しては約1年前から松田町議会でも、議員提案で声があがり、議長からの諮問によって、昨年11月から井上委員長を始めとする議会運営委員会にて審査が始まっていました。そのさなか、委員会報告にもありますとおり、女性活躍担当大臣ほかから全国町村議会議長会等三議会に対し、標準会議規則改正の要請があり、委員会における協議の内容・結果と一致しているため、改正する必要があると判断しました。

内閣府の報告書によると「子育て世代の女性は議会に最も代表を送れていない層」と指摘されています。その理由として、これから子どもを持ちたい女性が政治の世界に入るのをためらったり、議員になった後に次の子を諦めたりする現状があり、議員活動と家庭生活の両立が困難であると判断し立候補を断念してしまう一因にもなっています。しかし、このように安心できない議会で女性が少数もしくはゼロの状態が続いたら、少子化対策や女性活躍の障害にもなりかねず、政治は多様な社会のありようをいつまでも反映することができません。

出産はどの立場であろうと認められている人権であるべきですし、産休は命を守るための権利であります。出産時の体への負担は職業に関係なくおこり、取らなければ母と子を危険にさらすことにも等しいです。

議員の産休を個人の問題ではなく、日本をそして地域を暮らしやすく活性化させていくための、社会全体の不可欠な仕組みとして理解すべきと考えます。

女性や子育て世代の政治参画推進、女性議員の議会における環境整備、女性の社会的地位向上やジェンダーの平等、及び国難とされている少子化対策にも繋がることから発議第1号に対する賛成討論とさせていただきます。

【発議第2号】

松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

（提案理由）議員活動と家庭生活との両立の支援をし、男女の議員が活動しやすい環境を整備の一環として、出産については母性保護の観点に立ち、長期にわたる産前・産後の期間を減額の対象から除外するため。

改正案	現行
第5条 次に掲げる事由により町議会の会議を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 松田町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第2条第2項の規定による産前産後の欠席届がなされた場合 合 (3) その他議長が認める事由	第5条 次に掲げる事由により町議会の会議を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (新設) (2) その他議長が認める事由